

議案第 3 号

君津市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

君津市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 1 8 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

行政組織を見直すため、君津市行政組織条例（昭和 4 5 年君津市条例第 7 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市行政組織条例の一部を改正する条例

君津市行政組織条例（昭和45年君津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条総務部の項に次の2号を加える。

(11) 行政経営に関すること。

(12) 情報化に関すること。

第3条企画政策部の項中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

君津市行政組織条例新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>(1) ～(10) 省略</p> <p><u>(11) 行政経営に関すること。</u></p> <p><u>(12) 情報化に関すること。</u></p> <p>企画政策部</p> <p>(1) ～(3) 省略</p> <p><u>(4) 省略</u></p> <p>財政部～建設部 省略</p> | <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>(1) ～(10) 省略</p> <p>企画政策部</p> <p>(1) ～(3) 省略</p> <p><u>(4) 行政経営に関すること。</u></p> <p><u>(5) 情報化に関すること。</u></p> <p><u>(6) 省略</u></p> <p>財政部～建設部 省略</p> |